

国立大学法人静岡大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人静岡大学役員報酬規程により、期末特別手当において、国立大学法人評価委員会の業績結果を勘案し、その者の業績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減できる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

賞与(期末特別手当)の支給割合を、年間3.35月分から3.10月分に引き下げた。(6月期:△0.15、12月期:△0.1、年間で0.25月分の減)
基本給月額表に定める月額を、国家公務員の指定職俸給表の改定額を参考に、同俸給表に定める額以下となるよう改定を行った。

理事

法人の長に同じ。

理事(非常勤)

改定なし

監事

法人の長に同じ。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,108	千円 11,880	千円 4,634	千円 594 (地域調整手当)		3月31日	※※
A理事	千円 13,647	千円 9,360	千円 3,651	千円 468 (地域調整手当) 168 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 14,135	千円 9,360	千円 3,651	千円 468 (地域調整手当) 656 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 13,877	千円 9,331	千円 3,651	千円 466 (地域調整手当) 82 (通勤手当) 347 (単身赴任手当)		3月30日	◇
D理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0 ()		3月31日	
A監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 4,800	千円 4,800	千円 0	千円 0 ()			

【注記1】「地域調整手当」とは、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤している役員に支給しているものである。

【注記2】「前職」欄の「※」は、退職公務員であることを示す。

【注記3】「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、国立大学法人役員となるため国家公務員を退職し、引き続き役員として在職する者)であることを示す。

【注記4】「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、教職員の適正な規模と配置を図りつつ、人件費総額の抑制に努める。

教職員の能力、勤務成績が反映される給与体系の構築を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を充分考慮し、本学の財政状況を踏まえ決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、教職員の勤務成績を考慮し、決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて、決定される支給割合(成績率)を決定する。
昇給	5段階の昇給区分を設定して、勤務成績に応じて、昇給号給数を決定し昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合は、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・賞与(期末手当・勤勉手当)の支給率を年間で、0.35月分引下げ(特別職適用職員は0.25引下げ)
- ・広報室を設置したことにより、広報室長に対し課長職(V種)の管理職手当の支給対象職種とした。
- ・本学から出向により、他の機関において1ヶ月以上勤務することとなる教職員に対する地域調整手当の支給割合は、当該勤務する機関の支給割合とすることができることとした。
- ・他の機関において6ヶ月以上勤務することとなる出向に対しては、広域異動として、広域異動手当の支給対象とすることができることとした。
- ・本学が開催する教員免許状更新講習に従事した教職員に対し支給する特殊勤務手当(教員免許状更新講習従事手当)を新設した。(平成21年7月1日)
- ・基本給月額を、下級層を除き平均0.24%引き下げ改定(平成21年12月1日)
- ・自宅にかかる住居手当(月額2,500円)を廃止(平成21年12月1日)
- ・浜松市、島田市、藤枝市にかかる地域調整手当の支給割合を2%から3%に引上げ
(平成21年12月1日)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1021	47.0	7,716	5,647	102	2,069
事務・技術	272	44.8	5,735	4,255	101	1,480
教育職種 (大学教員)	637	49.2	8,755	6,366	100	2,389
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属特別支援学校教員)	22	36.5	6,477	4,833	77	1,644
教育職種 (附属義務教育学校教員)	78	39.8	6,649	4,968	130	1,681
その他医療職種 (医療技術職員)	4	48.3	5,487	4,045	103	1,442
その他医療職種 (看護師)	5	44.3	5,155	3,816	33	1,339
指定職種	2					

【注1】「技能・労務職種」とは、自動車運転手の職種を示す。

【注2】「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

【注3】「指定職種」とは、極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する職種を示す。

【注4】常勤職員の「技能・労務職種」及び「指定職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【注5】常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
在外職員	該当者なし					

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
任期付職員	1					
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

【注6】任期付職員の該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
再任用職員	該当者なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円

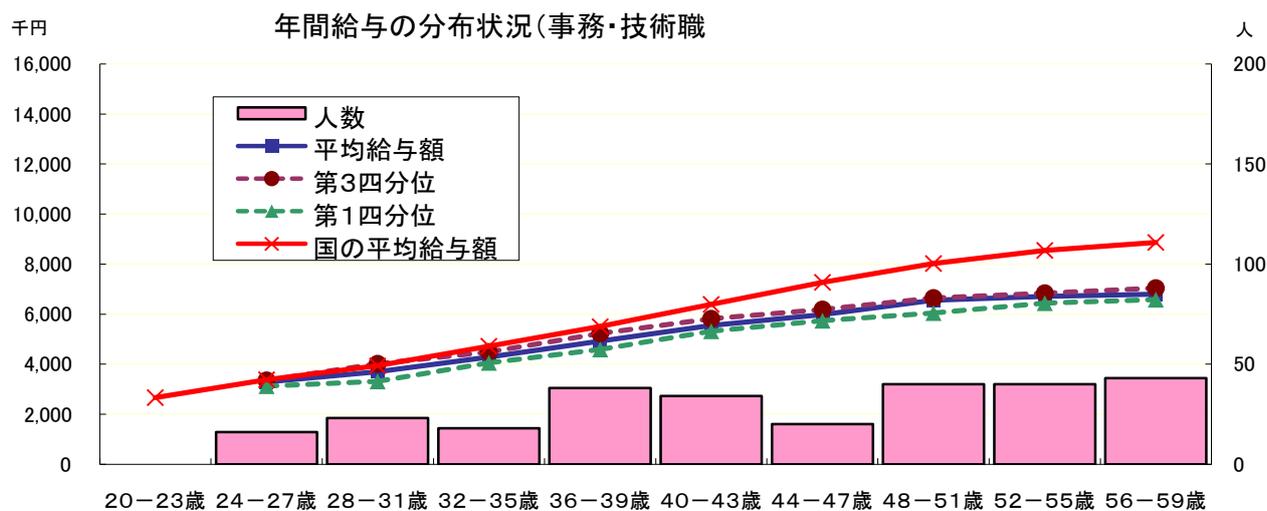
区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
非常勤職員	37	42.8	5,272	5,077	42	195
事務・技術	6	56.8	4,106	3,060	77	1,046
教育職種 (大学教員)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	1		千円	千円	千円	千円
特任教員	19	41.5	6,278	6,278	40	0
学術研究員	11	35.8	4,326	4,326	28	0

【注7】非常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【注8】「特任教員」とは、特定のプロジェクト又は教育等に従事する非常勤教員の職種を示す。

【注9】「学術研究員」とは、特定の研究プロジェクト、共同研究等に従事する非常勤研究員の職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



20-23歳 24-27歳 28-31歳 32-35歳 36-39歳 40-43歳 44-47歳 48-51歳 52-55歳 56-59歳

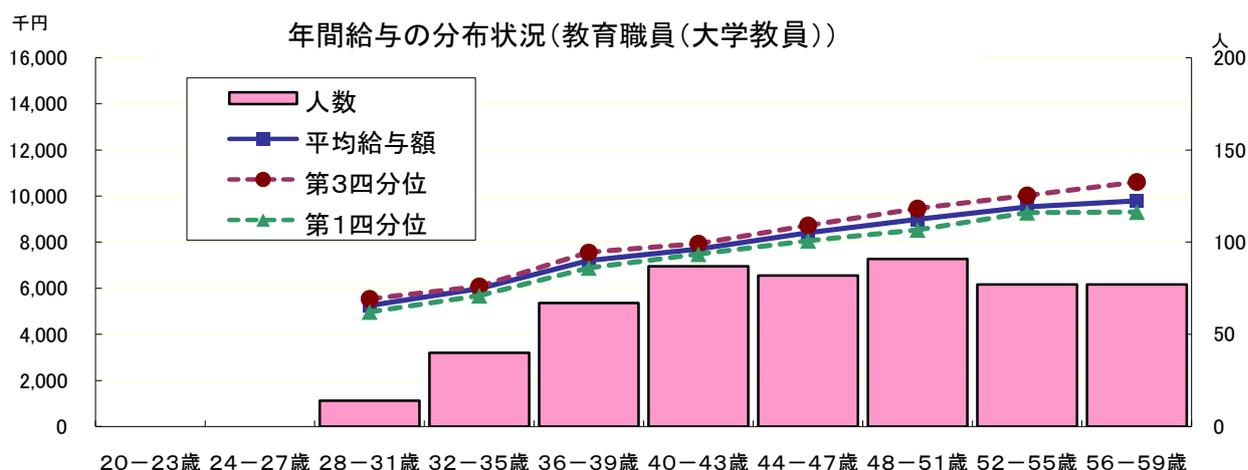
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
課長	19人	55.7歳	6,869千円	7,192千円	7,489千円
副課長	29人	54.9歳	6,540千円	6,660千円	6,834千円
係長	131人	48.1歳	5,661千円	6,047千円	6,487千円
係員	56人	30.4歳	3,249千円	3,741千円	4,213千円

【注】「課長」には、「事務長」「室長」を含む。「副課長」には、「課長補佐」「専門員」「技術専門員」を含む。

「係長」には、「主査」「専門職員」「技術専門職員」を含む。「係員」には、「事務局の職員であるスタッフ」を含む。



20-23歳 24-27歳 28-31歳 32-35歳 36-39歳 40-43歳 44-47歳 48-51歳 52-55歳 56-59歳

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	335人	55.2歳	9,272千円	9,811千円	10,500千円
准教授	236人	43.3歳	7,421千円	7,746千円	8,208千円

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	272人	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	4人 (1.5%)	6人 (2.2%)
年齢 (最高～最低)		}	}	}	52 }	59 }
所定内 給与年額 (最高～最低)		}	}	}	7,224 }	5,885 }
年間 給与額 (最高～最低)		}	}	}	10,001 }	8,197 }
					8,646	6,637
区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 副課長	副課長 主査	主査 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		16人 (5.9%)	57人 (21.0%)	128人 (47.1%)	34人 (12.5%)	27人 (9.9%)
年齢 (最高～最低)		59 }	59 }	56 }	38 }	30 }
所定内 給与年額 (最高～最低)		5,783 }	5,467 }	5,137 }	3,476 }	2,807 }
年間 給与額 (最高～最低)		7,838 }	7,460 }	6,805 }	4,545 }	3,678 }
		6,560	5,768	4,334	3,340	3,038

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	637人	0人	335人 (52.6%)	233人 (36.6%)	12人 (1.9%)	53人 (8.3%)	4人 (0.6%)
年齢 (最高～最低)		}	64 }	63 }	61 }	64 }	57 }
所定内 給与年額 (最高～最低)		}	8,550 }	6,803 }	6,311 }	5,328 }	4,636 }
年間 給与額 (最高～最低)		}	11,722 }	9,286 }	8,554 }	7,181 }	6,259 }
			7,495	5,562	4,839	4,576	5,889

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 62.8	% 65.8	% 64.4
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 37.2	% 34.2	% 35.6
		%	%	%
最高～最低	42.4～33.1	45.7～29.2	43.9～31.0	
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.4	% 68.4	% 66.5
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 31.6	% 33.5
		%	%	%
最高～最低	42.7～32.1	38.8～28.3	38.7～30.1	

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 61.0	% 63.9	% 62.5
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 39.0	% 36.1	% 37.5
		%	%	%
最高～最低	46.7～34.0	42.4～30.0	44.5～31.9	
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.3	% 68.3	% 66.4
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 35.7	% 31.7	% 33.6
		%	%	%
最高～最低	42.7～33.0	46.8～29.0	45.0～30.9	

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.1

対他の国立大学法人等

96.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.1	
	参考	地域勘案 87.9
		学歴勘案 83.4
		地域・学歴勘案 88.3
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.16% 国からの財政支出額 11,251,919千円 支出予算の総額 21,165,919千円 (平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 国家公務員との比較指数が100以下なので、適正である。</p>	
講ずる措置	現行の給与水準を維持していくよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは、教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,164,403	9,583,861	△ 419,458 (△4.4)	△ 919,166 (△9.0)
退職手当支給額 (B)	1,035,337	1,180,607	△ 145,270 (△12.3)	△ 433,851 (△29.5)
非常勤役職員等給与 (C)	1,250,500	1,054,142	196,358 (18.6)	364,653 (41.2)
福利厚生費 (D)	1,147,198	1,214,819	△ 67,621 (△5.6)	△ 146,555 (△11.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	12,597,438	13,033,429	△ 435,991 (△3.3)	△ 1,125,919 (△8.2)

【注】C欄「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」について

教員の人件費管理方式の導入による新規採用数の管理や定員削減の実施により教職員の若年齢化に伴う基本給等の減、並びに賞与支給率の年間0.35月分の引下げの実施と21年12月から基本給月額平均0.24%の引下げ改定等を実施したことにより、前年度と比較すると4.4%の減である。

「最広義人件費」について

給与、賞与の引下げ改定を実施したことにより「給与・報酬等支給総額」が前年比4.4%減少、また、定年退職者の減少により退職手当支給額が12.3%減少しているところであるが、これまで経過措置として抑制していた浜松市島田市、藤枝市にかかる地域調整手当の支給率について平成21年12月から1%引き上げ、並びに特定のプロジェクトの教育、研究に従事する「特任教員」「学術研究員」といった非常勤職種での雇用人数の増加に伴い、再広義の人件費としては前年度と比較すると3.3%の減少である。

「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みの状況

中期目標においては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行い、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することとしている。

中期計画において、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行うこととしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	10,368,067	9,892,484	9,682,042	9,583,861	9,164,403
人件費削減率 (%)		△ 4.6	△ 6.6	△ 7.6	△ 11.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.6	△ 7.3	△ 8.3	△ 9.9

【注】基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし